

身体障害者旅客運賃割引規程

2019.10.1 制定

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当する者をいう。

2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。

別表 身体障害者の範囲および種別の区分

障害種別		等級および割引種別	第1種身体障害者 (本人および介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視覚障害			1級から3級 および4級の1	4級の2、4級の3、 5級および6級
聴覚または 平衡機能の障害	聴覚障害		2級および3級	4級及び6級
	平衡機能障害		—————	3級および5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害			—————	3級および4級
肢体不自由	上肢		1級、2級の1 および2級の2	2級の3、2級の4 および3級から6級
	下肢		1級、2級 および3級の1	3級の2、3級の3 および4級から6級
	体幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級および2級
移動機能			1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓もしくは呼吸器 またはぼうこう、もしくは直腸、 小腸、ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫、もしくは肝臓の機能 の障害	心臓、じん臓もしくは呼吸器 または小腸の機能障害		1級、3級および4級	—————
	ぼうこうまたは直腸の機能 障害		1級および3級	4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫または肝臓の機能障害		1級から4級	—————

(注1) 上記の障害種別および等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(平成30年7月1日現在)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。

3 身体障害者手帳の様式は、次のとおりとする。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式

(1) 紙様式（例）

(第一面) 7.5cm

11.4cm

身体障害者手帳

都道府県(市)名

(第二面) 3cm 4cm

写真

都道府県(市)第 号

年月日交付

年月日生

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種 身体障害者

都道府県(市) 印

(第三面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください

本人の欄

住所

転入年月日

福祉事務所所長の印又は町村長の印

(第四面)

氏名

続柄

現住所

保護者となつた年月日

福祉事務所所長又は町村長の印

保護者の欄

(第五面)

身体障害者等級表による級別

障害名

級

(第六面)

備考

(2) カード式

(表)

22mm 27.5mm

身体障害者手帳

都道府県(市)第 号

交付日 年月日

氏名 年月日

住所

保護者氏名 住所

障害名

障害程度等級

旅客鉄道株式会社

旅客運賃減額 第一種・第二種身体障害者

都道府県(市) 印

12mm 2mm

53.98mm

85.60mm

(裏)

備考

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください。

(注) 様式は発行都道府県により内容が多少異なる。

4 第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間および有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の第1種および第2種身体障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独でまたは介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前項第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および当社線と東日本旅客鉄道会社線ならびに当社線と連絡会社線の連絡運輸範囲各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線、東日本旅客鉄道会社線との片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を乗車するときに限る。

第6条 削除

(割引率)

第7条 身体障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入)

第 8 条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発行箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。ただし、大人の身体障害者で当社鉄道線内を乗車する場合に限り、自動券売機により小児券を購入することができる。

(介護者の同行)

第 9 条 介護付用として購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第 10 条 介護付用として購入した乗車券の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券と、その介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合に限って取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯および呈示)

第 11 条 身体障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第 12 条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

(乗車券の発行方)

第 13 条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発行する。

(1) 単独用として発行する乗車券



直径約 1cm

(2) 介護付用として発行する乗車券

ア ゴム印によって表示するもの

(ア) 身体障害者に対する乗車券



直径約 1 cm

(イ) 介護者に対する乗車券



直径約 1 cm

イ 定期券発行機により発行する定期乗車券

(ア) 身体障害者に対する乗車券

障 1辺 約 0.4 cm、白抜文字

(イ) 介護者に対する乗車券

介 1辺 約 0.4 cm、白抜文字

ウ 窓口処理機により発行する乗車券

(ア) 身体障害者に対する乗車券 (大人、小児用)

障 縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

(イ) 介護者に対する乗車券 (大人、小児用)

介 縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

エ 回数券発行機により発行する回数乗車券

(ア) 身体障害者に対する回数乗車券 (大人、小児用)

割 縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

(イ) 介護者に対する回数乗車券 (大人、小児用)

割 縦 0.7cm×横 0.4 cm、黒文字

(注) 身体障害者の小児乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

第 13 条の 2 削除

(自動券売機による乗車券の発行方)

第 13 条の 3 第 8 条ただし書きによる小児券は、第 13 条に規定するゴム印を省略することができる。

第 14 条 削除